INCモバイル約款・利用規約

はじめに

本書に記載の内容は2015年10月15日現在のものです。今後変更される場合がありますのでご了承ください。なお、最新の内容については当社ホームページをご確認ください。本書は契約にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ

2015 INC All Rights Reserved Confidential

INCモバイル約款・利用規約目次

1　INCモバイル契約約款

2　個品割賦販売契約約款

3　格安通話サービス利用規約

4　ホームアプリ利用規約

5　INCモバイル　セキュリティサービス利用規約

6　INCモバイルフィルタリングサービス　あんしん子供パック利用規約

7　INCモバイル　テクニカル＆リモートサポートサービス利用規約

8　INCモバイル　端末延長保証サービス利用規約

2015 INC All Rights Reserved Confidential

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル契約約款

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第1章

総則第1条　（約款の適用）
1　当社は、このINCモバイル契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりINC長野ケーブルテレビINCモバイル（以下「INCモバイル」といいます。）を提供します。
2　当社は本サービスの提供元である、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供するMVNOサービス（株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供するSC－FDMA方式、OFDMA方式又はDS－CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用したサービスをいいます。）を利用して、INCモバイルを提供します。

第2条　（約款の変更）当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（最低利用期間）
1　INCモバイルの最低利用期間は、課金を開始した日の属する月から12ヶ月とします。
2　契約者は、本条第1項に定める最低利用期間内に解約を行う場合には、弊社が定める契約解除手数料を一括して支払うものとします。

第4条　（サービスの提供区域）本サービスの提供区域は、IIJが定める提供区域に準ずるものとします。

第5条　（権利の譲渡制限等）
1　契約者が、INCモバイル契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
2　契約者はINCモバイルを再販売する等第三者にINCモバイルを利用させることはできません。

第6条　（ID及びパスワード）
1　契約者は、パスワード並びに個別ID及び個別パスワード（本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。
2　当社は、契約者がINCモバイル契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。
3　契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。
4　契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。
5　契約者は、個別IDを変更することはできません。

第2章　申込及び承諾等

第7条　（申込）
1　INCモバイル利用の申込（以下「申込」といいます。）は、予めこの約款を承認し当社所定の加入申込書を当社に提出していただきます。
2　INCモバイルの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

第8条　（申込の承諾等）
1　当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
（1）　INCモバイル利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がINCモバイル契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき。
（2）　申込者が第15条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき。
（3）　申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき。
（4）　申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき。
（5）　申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
（6）　前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき。
（7）　INCモバイルの申込をする者が、未成年者であったとき。
2　前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
3　当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
4　当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるINCモバイルの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてINCモバイルの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第9条　（サービス利用の要件等）
1　契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号またはメールアカウント（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。また、当該メールアカウントに対する当社の電子メールの送信の場合は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。
2　当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。
（1）　契約者がINCモバイルにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してINCモバイルを利用することはできません。
（2）　INCモバイルを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
（3）　契約者は、INCモバイルを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。）による転入又は転出を行うことができます。
（4）　MNP転入には、以下の条件が適用されます。
（i）　転入元事業者の契約者と、INCモバイル契約の契約者が同一である必要があります。
（ii）　転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
（iii）　電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）が生じる場合があります。
（iv）　INCモバイル利用の申込と同時にMNP手続きを行う必要があります。
（v）　一部の転入元事業者からMNP転入が行われる場合、転入月に限り、転入後の通話明細が、転入元事業者に提供される場合があります。
（vi）　前項目の場合、転入月における転入後の通話料金は、転入元事業者の料金体系により算定された額であり、転入元事業者から請求が行われるものとします。
（5）　契約者は、当社が指定するSIMカード以外の通信手段を用いたINCモバイルの利用、及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信及び音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
（6）　契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
（i）　当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
（ii）　当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、質与、譲渡その他の処分をしないこと
（iii）　日本国外で貸与機器を使用しないこと
（iv）　貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
（7）　契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
（i）　INCモバイル契約が事由の如何を問わず終了した場合
（ii）　異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合
（iii）　前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
（8）　契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると供に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
（9）　貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。
（10）　契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。
（11）　契約者は、当社に対し、亡失品（第7号及び第8号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。
（12）　亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
（13）　契約者は、INCモバイル契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。
（14）　契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
（15）　INCモバイルにおいては、第13条（利用の制限）及び第15条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。
（16）　INCモバイルの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
（17）　未成年者は利用することはできません。

第3章　契約事項の変更等

第10条　（サービス内容の変更）
1　INCモバイルにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。
（1）　異なる形状区分のSIMカードへの変更
（2）　異なる料金プランへの変更
2　第7条（申込）第2項及び第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第11条　（契約者の名称の変更等）契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第12条　（個人の契約上の地位の引継）
1　契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係るINCモバイル契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るINCモバイルの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。
2　第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「INCモバイル利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章　利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第13条　（利用の制限）
1　当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、INCモバイルの利用を制限する措置を採ることがあります。
2　当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル契約約款

第14条 （利用の中止）
1 当社は、次に掲げる事由があるときは、INCモバイルの提供を中止することがあります。
（1） 当社、IIJ又はドコモの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
（2） 当社、IIJ又はドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
2 当社は、INCモバイルの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第15条 （利用の停止等）
1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者のINCモバイル利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。
（1） この約款に定める契約者の義務に違反したとき
（2） 料金等INCモバイル契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
（3） 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてINCモバイルを利用したとき
（4） 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてINCモバイルを利用したとき
（5） 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてINCモバイルを利用したとき
（6） 第8条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
（7） 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
（8） 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてINCモバイルを利用したとき
2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。
4 当社からINCモバイルの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第16条 （サービスの廃止）
1 当社は、都合によりINCモバイルの全部又は一部を廃止することがあります。
2 当社は、前項の規定によりINCモバイルの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第5章 契約の解除

第17条 （当社の解除）
1 当社は、次に掲げる事由があるときは、INCモバイル契約を解除することがあります。
（1） 第15条（利用の停止等）第1項の規定によりINCモバイルの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
（2） 第15条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
2 当社は、前項の規定によりINCモバイル契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第18条 （契約者の解除）
1 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、INCモバイル契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
（1）INCモバイルにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
（2） INCモバイルにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。
2 第13条（利用の制限）又は第14条（利用の中止）第1項の事由が生じたことによりINCモバイルを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。
3 第16条（サービスの廃止）第1項の規定によりINCモバイルの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたINCモバイル契約が解除されたものとします。

第6章 料金等

第19条 （契約者の支払義務）
1 契約者は、当社に対し、INCモバイルの利用に関し、次条（初期費用の額）から第23条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金を支払うものとします。INCモバイルにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。
（1） 貸与機器の回復に要する費用SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）にあっては、1SIMカードにつきSIMカード再発行手数料として3，000 円（税抜価格）
（2） 亡失負担金INCモバイルにおいては、亡失負担金は、SIMカード再発行手数料として請求するものとします。
（3） 異なる形状区分のSIMカードへの変更に要する費用1SIMカードにつきSIMカード変更手数料として3，000円（税抜価格）
（4） 異なる料金プランへの変更に要する費用1SIMカードにつきSIMカード変更手数料として3，000円（税抜価格）
（5） 携帯電話番号のポータビリティ制度による転出に要する費用一転出につきMNP転出手数料として3，000円（税抜価格）
2 初期費用の支払義務は、当社がINCモバイルの利用の申込を承諾した時に発生します。
3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条（利用の停止等）の規定によりINCモバイルの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第20条 （初期費用の額）
INCモバイルの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。
新規契約手数料 3，000（税抜価格）

第21条 （月額料金の額）
1 月額料金の額は、以下に定めるものとします。
（1） 基本料金
シンプルプラン 1，580 円（税抜価格）
3GB プラン 1，880 円（税抜価格）
5GB プラン 2，780 円（税抜価格）
7GB プラン 3，780 円（税抜価格）
現在、当社のケーブルテレビ多チャンネルサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブルプラス電話サービスなど弊社が定める加入者に属する人は、上記金額から200円（税抜価格）の割引を実施いたします。
備考
（1） 利用することができるSIMカード数の上限は1とします。
（2） INCモバイル契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。
（3） 追加クーポン利用料金
追加容量 月額料金の額
100MBにつき200円（税抜価格）有効期限3カ月間。
1GBにつき650円（税抜価格）有効期限当月末
（4） 音声通話機能付きSIMカード利用料
SMS送信料金
国内への送信1通あたり3円（税抜価格）
国外への送信1通あたり50円（消費税は課税されません）
国外からの送信1通あたり100円（消費税は課税されません）
SMS受信料金0円
通話料金（国内）
通話料金30秒あたり20円（税抜価格）
デジタル通信料金30秒あたり36円（税抜価格）
通話料金（国際）ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）
国際ローミング料金 ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 （消費税は課税されません）
備考
（1）基本料金（月額）は、契約者が指定した送付先に音声通話機能付きSIMカードが到着する日として当社が指定した日から発生します。
（2） 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
（3）SMS送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
（4） 通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb／sデータ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。
（5） 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はINCモバイルの利用を停止することがあります。
（6） 音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
（7） 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
（8） 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。
（9） ユニバーサルサービス料2円（税抜価格）／1電話番号
ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与するSIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきIIJ が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにweb サイト上で通知を行うものとします。
2 課金開始日又はINCモバイル契約の解除（最低利用期間を経過する前に解除があった場合。 第18条（契約者の解除）第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。）の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月におけるINCモバイルを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。

第22条 （料金の調定）
1 INCモバイル契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第18条（契約者の解除）第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。）におけるINCモバイルの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。INCモバイルにおける最低利用期間内解除調定金の額とします。

第23条 （利用不能の場合における料金の調定）
当社の責に帰すべき事由によりが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
2. INCモバイルが全く利用できない状態が貸与機器の故障によるものである場合は、当該貸与機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第23条（利用不能の場合における料金の調定）第1項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル契約約款

第24条 （料金等の請求方法）
当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第25条 （料金等の支払方法）
契約者は、INCモバイルの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第26条 （割増金）
INCモバイルの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第27条 （遅延損害金）
1 契約者は、INCモバイル料金の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。
2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14．6パーセントの割合により算出した額とします。

第28条 （割増金等の支払方法）
第25条（料金等の支払方法）の規定は、第26条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第29条 （消費税）契約者が当社に対しINCモバイルに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

第30条 （個人情報保護）
1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。
2 当社は、INCモバイルの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
（1） INCモバイルの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）
（2） 当社サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
（3） 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。
（4） その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、INCモバイルの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第8章 雑則

第31条 （第三者の責による利用不能）
1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。
2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第32条 （保証及び責任の限定）
1 当社は、契約者がINCモバイルの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りでありません。
2 契約者がINCモバイルの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。
3 INCモバイルは、INCモバイルに係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他IIJの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第33条 （当社の装置維持基準）
INCモバイルを提供するための装置は、サービス提供元であるIIJが、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第34条 （定めなき事項）この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

＜付 則＞

1 当社は、当社のINCモバイルサービスの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。
2 付加機能の提供に必要な料金に関しては以下の規定によるものとします。
（利用料等の支払義務）
契約者は、その契約に基づいて当社がINCモバイルサービスの提供を開始した日（付加機能又はSIMカードの提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除若しくは休止があった日の属する月の月末日までの（付加機能又はSIM カードの廃止についても同様）期間について、当社が提供するINCモバイルサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。
3 利用料等の支払単位は月毎とします。
4 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。
5 契約者は月途中にINCモバイルサービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行ったINCモバイルサービスの、その月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとします。
6 前項の期間において、利用の一時中断等によりINCモバイルサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
（1） 契約者は、次の表に掲げる場合を除き、INCモバイルサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　間	支払いを要しない料金
1． 契約者の責めによらない理由により、そのINCモバイルサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	1． 契約者の責めによらない理由により、そのINCモバイルサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。

7 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。（加入料の支払義務）（手続に関する料金等の支払義務）契約者は、INCモバイルサービスを開始した後、INCモバイルサービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する登録（変更）手数料の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

この改正規定は平成27年10月15日から施行します。

INC長野ケーブルテレビ　個品割賦販売契約約款

第1条（契約約款の適用等）
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下「当社」といいます。）は、携帯電話機、その付属品及びその他商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより購入者と商品の割賦販売に係る契約（当社が他の契約約款等により締結するものを除きます。以下「個品割賦販売契約」といいます。）を締結します。
2 当社は、1の商品ごとに1の個品割賦販売契約を締結します。
3 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、個品割賦販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。

第2条（個品割賦販売契約の申込をすることができる条件）
個品割賦販売契約の申込は、当社のINCモバイル契約約款に基づき、当社が別に定める種類のサービス（以下「指定サービス」といいます。）に係る契約を締結している者が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

第3条（契約の申込方法及び承諾等）
購入者は、個品割賦販売契約の申込をするときは、必要事項について記した所定の契約申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただきます。
2 当社は、次の場合には個品割賦販売契約の申込を承諾しないことがあります。
（1）その申込をした者が賦払金（各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれのあるとき。
（2）その申込を承諾することにより、その申込をした者に係る個品割賦販売契約等（その申込をした者と当社との間で締結する個品割賦販売又は個別信用購入あっせんに係る契約であって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）の総数が当社が定める基準を超えるとき。
（3）その申込をした者が指定サービスに関する料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（4）当社の業務遂行上支障があるとき。
（5）その他当社が不適当と判断したとき。

第4条（契約の成立時点）
個品割賦販売契約は、当社が購入者からの個品割賦販売契約の申込を承諾した旨を、購入者に通知したときをもって成立するものとします。

第5条（商品の引渡及び所有権の移転）
商品は、個品割賦販売契約成立後、当社から購入者に引き渡されるものとし、商品の引渡が完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。
2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第6条（割賦金の支払方法）
購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。

第7条（債務の履行の継続）
購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社との指定サービスに係る契約が解除された場合は、その契約の解除の時点で当該債務の残額を当社に一括で支払うものとします。
2 購入者は、指定サービスの一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。
3 当社は、購入者が指定サービスの利用を一時休止した場合であっても個品割賦販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定サービスに係る契約を解除できるものとし、購入者は、当社に対し、このことについて予め承諾していただきます。
4 当社は、前項に定める解除を行うときは、予め当該購入者にそのことを通知します。

第8条（届出事項の変更）
購入者は、当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。
2 購入者は、前項の通知がないために、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となった場合には、通常到着すべき時に到着したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第9条（契約上の地位の譲渡）
購入者は、指定サービスに係る利用権を第三者に譲渡する場合、個品割賦販売契約の契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。ただし、当社は、次の各号のいずれかの場合には、指定サービスに係る利用権及び個品割賦販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。
（1）譲受人が賦払金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（2）その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る個品割賦販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
（3）譲渡人が当社と締結している指定サービスに関する料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（4）法令に違反することとなるとき。
（5）当社の業務遂行上支障があるとき。
（6）その他当社が不適当と判断したとき。

第10条（期限の利益の喪失）
購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
（1）賦払金の支払を遅延し、その支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
（2）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
（3）差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立又は滞納処分を受けたとき。
（4）破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立を受けたとき又は自らこれらの申立をしたとき。
（5）その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払を1回でも遅滞したとき。
2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により個品割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
（1）個品割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が個品割賦販売契約の重大な違反となるとき。
（2）購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第11条（遅延損害金）
購入者が、賦払金の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。
2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払のあったすべての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第12条（手数料の負担等）
購入者は、賦払金の支払に関する手数料を負担するものとします。この場合において、当該手数料の金額及びその負担の方法は、購入者が指定サービスに係る料金を支払う場合に準ずるものとします。

第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）
購入者は、見本、カタログ等による申込により引き渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

第14条（反社会勢力の排除）
購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
（1）暴力団
（2）暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等
（6）社会運動等標ぼうゴロ
（7）特殊知能暴力集団等
（8）前各号の共生者
（9）その他前各号に準ずる者
2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
（1）暴力団的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為
3 次の各号のいずれかに該当し、個品割賦販売契約を締結すること、又は個品割賦販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との個品割賦販売契約について、解除等（個品割賦販売契約の申込を承諾しないこと又は催告なしに個品割賦販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
（1）購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
（2）購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
（3）購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
（4）前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
4 前項の規定の適用により、個品割賦販売契約が解除された場合、購入者は、個品割賦販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
5 前2項の規定の適用により、当社等に損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第15条（専属的合意管轄裁判所）
当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（準拠法）
この約款に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第17条（言語）
この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第18条（定めなき事項）
この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

附則
（実施時期）
この約款は平成27年10月15日から実施します。

INC長野ケーブルテレビ　格安通話サービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この格安通話サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これにより格安通話サービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。
2 格安通話サービスは、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（以下「FC」といいます。）が、電話サービス網を使用して行う電気通信サービスです。

第2条（規約の変更）
当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

第3条（用語の定義）
この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用語の意味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電話サービス網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 格安通話サービス	FCが電話サービス網を使用して行う電気通信サービス
5 格安通話サービス取扱所	格安通話サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 格安通話サービス契約	当社から格安通話サービスの提供を受けるための契約
7 格安通話サービス契約者	当社と格安通話サービス契約を締結している者
8 相互接続点	FCとFC以外の電気通信事業者（電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（FCがFC以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	FCと相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）又はIP電話設備（電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。）であって、別表1に掲げるFC又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
11 携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者との契約に係るもの
12 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者との契約に係るもの
13 直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備
14 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
15 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
16 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 格安通話サービスの種類等

第4条（格安通話サービスの種類等）
格安通話サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
音声通信サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号を、あらかじめFCの電気通信設備に登録（以下、「登録電話番号」といいます。）し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等（FCが別に定めるものに限ります。）の電話番号にFCが付与した番号（0037-692 とします。）を前置して行う通信を、FCの装置に一旦着信させた後に接続する機能であって、当社が定める料金額を契約者に課金するサービス。

第4条の2（音声通信サービスの品目等）
音声通信サービスには、格安通話サービス料金表に規定する料金品目があります。

第3章 格安通話サービスの提供区間等

第5条（格安通話サービスの提供区間等）
当社の格安通話サービスは、別記1に定める提供区間等において提供します。

第4章 契約

第1節 音声通信サービスに係る契約
第6条（契約の単位）
当社は、1の音声通信サービス契約の申込ごとに1の音声通信サービス契約を締結します。この場合において、音声通信サービス契約者は、1の音声通信サービス契約につき1人に限ります。

第7条（音声通信サービス契約申込の方法）
音声通信サービス契約の申込をするときは、その申込をする者が予めこの規約を承認し当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第8条（音声通信サービス契約申込の承諾）
当社は、音声通信サービス契約の申込があったときは、当社指定の金融機関の口座振替又はクレジットカードによる音声通信サービスの料金に関する費用の支払いを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、音声通信サービス契約の申込を承諾しないことがあります。
(1)前項の金融機関の振替口座又はクレジットカードにより音声通信サービスを契約したことがあり、その契約数について当社が別に定める数を超える場合。
(2)音声通信サービス契約の申込をした者（以下、この条では、「申込者」といいます。）の電子メールアドレスを当社が取得できない場合。
(3)音声通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(4)申込者が、格安通話サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(5)申込者が、第15条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、当社サービスの利用を停止され、又は当社サービスの契約解除を受けたことがあるとき。
(6)申込者が、申込にあたり虚偽の内容を提出したとき。
(7)申込者の登録電話番号が、電話サービス等契約約款において提供する第三者課金機能利用サービスの登録電話番号と同一であるとき。
(8)その他、音声通信サービスに関する当社又はFCの業務の遂行上著しい支障があるとき。
(9)格安通話サービス料金表で定める提供条件の範囲を超えた場合。
3 当社は、前項の規定により、その音声通信サービス契約の申込を承諾しない場合は、あらかじめその理由を通知します。

第9条（音声通信サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）
音声通信サービス契約者が格安通話サービス契約に基づいて音声通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第10条（音声通信サービス契約者が行う音声通信サービス契約の解除）
音声通信サービス契約者は、音声通信サービス契約を解除しようとするときは、当社が指定する方法により通知するものとします。

第11条（当社が行う音声通信サービス契約の解除）
当社は、第15 条（利用停止）の規定により音声通信サービスの利用を停止された音声通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その音声通信サービス契約を解除することがあります。
2 当社は、音声通信サービス契約者が第15条第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が音声通信サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められたときは、前項の規定にかかわらず、音声通信サービスの利用を停止しないでその音声通信サービス契約を解除することがあります。
3 当社は、当社から連続して12ヵ月間利用料の請求を行うことがない場合、その音声通信サービス契約を解除することがあります。
4 当社は、音声通信サービス契約者から、登録電話番号に係る携帯自動車電話設備等契約の解除、利用休止又は譲渡をした旨の通知があったとき、又はその事実を知ったときは、その音声通信サービス契約を解除することがあります。
5 当社は、前3項の規定により、その音声通信サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、音声通信サービス契約者にそのことを通知します。

第12条（発信番号通知）
契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通信番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りでありません。
2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この規約中の第27条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

第13条（その他の提供条件）
音声通信サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第5章 利用中止及び利用停止等

第14条（利用中止）
当社は、次の場合には、その格安通話サービスの利用を中止することがあります。
(1)FCの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2)第17 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
2 当社は、前項の規定により格安通話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第15条（利用停止）
当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間（その格安通話サービスの料金その他の債務（この規約及び格安通話サービス料金表の規定により、支払いを要することとなった格安通話サービスの料金、割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その格安通話サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

INC長野ケーブルテレビ　格安通話サービス利用規約

（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）第30条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
（3）前2号のほか、この規約及び格安通話サービス料金表の規定に反する行為であって、格安通話サービスに関する当社の業務の遂行又はFCの電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2 当社は、前項の規定により、格安通話サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
3 当社は、当社と複数の格安通話サービス契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての格安通話サービス契約に係る格安通話サービスの利用を停止することがあります。

第16条（接続休止）
当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社の格安通話サービスを全く利用できなくなったときは、その格安通話サービスについて接続休止（その格安通話サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。
ただし、その格安通話サービスについて、契約者からの格安通話サービスの契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。
2 当社は、前項の規定により、格安通話サービスを接続休止しようとするときは、あらかじめその契約者にそのことを通知します。
3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。
この場合、その契約者にそのことを通知します。

第6章 通信
第17条（通信利用の制限等）
FCは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関、預貯金業務を行う金融機関、国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

第18条（通信時間等の制限）
前条の規定による場合のほか、FCは、音声通信が著しく輻輳するとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

第19条（協定事業者の制約による制限）
契約者は、FC又はFC以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、格安通話サービスを利用できない場合があります。

第20条（通信時間の測定等）
音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、格安通話サービス料金表に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金等に関する費用
第21条（料金等に関する費用）
当社が提供する格安通話サービスの料金を、格安通話サービス料金表に定めます。

第2節 料金等の支払義務
第22条（利用料の支払義務）
契約者は、FCが測定した通信時間と格安通話サービス料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。
2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、FCの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、格安通話サービス料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

第3節 料金の計算方法等
第23条（料金の計算方法等）
料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、格安通話サービス料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息
第24条（割増金）
契約者は、料金に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第25条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第8章 保守
第26条（修理又は復旧の順位）
FCは、FCの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第17条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりFCがそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの、水防機関に設置されるもの、消防機関に設置されるもの、災害救助機関に設置されるもの、警察機関に設置されるもの、防衛機関に設置されるもの、輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの、選挙管理機関に設置されるもの、別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの、預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの、国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償
第27条（責任の制限）
当社は、格安通話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、その格安通話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2 前項の場合において、当社は、格安通話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
格安通話サービス料金表に規定する利用料（格安通話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（格安通話サービス料金表に規定する料金月をいいます。）の前6料金月の1日当たりの平均の利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
3 当社の故意又は重大な過失により格安通話サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
（注）本条第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、格安通話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

第28条（免責）
当社は、この規約等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 雑則
第29条（承諾の限界）
当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

第30条（利用に係る契約者の義務）
契約者は、次のことを守っていただきます。
（1）故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（2）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で格安電話サービスを利用しないこと。
別記3に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

第31条（契約者からの通知）
契約者は、第7条（音声通信サービス契約申込の方法）の規定に基づき登録した内容及び当社が別に定める内容に変更があったときは、その内容について速やかに当社が指定する方法により通知するものとします。
（注）本条に規定する当社が別に定める内容は、次のとおりとします。
登録電話番号に係る携帯自動車電話設備及びPHS設備の契約の解除、利用休止又は譲渡、ただし、携帯電話番号ポータビリティ（登録電話番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。）に係る契約の解除を除きます。

第32条（当社からの通知）
当社は、契約者への通知方法として当社のホームページへの掲示、あるいは契約者への電子メールその他の連絡方法により通知を行います。

第33条（契約者の氏名等の通知）
当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者と格安通話サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第34条（法令に規定する事項）
格安通話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第35条（閲覧）
この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第36条（専属的合意管轄裁判所）
当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

INC長野ケーブルテレビ　格安通話サービス利用規約

第37条（準拠法）
この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第38条（言語）
この規約の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第39条（定めなき事項）
この規約に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

別記1（第5条関係）格安通話サービスの提供区間等
（1）当社の音声通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。
相互接続点とFCが必要により設置する電気通信設備との間又はFCが設置する電気通信設備とFCが別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

別記2（第13条関係）契約者の地位の承継
（1）相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う格安通話サービス取扱所に届け出ていただきます。
（2）（1）の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
（3） 当社は、（2）の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

別記3（第13条・第30条関係）格安通話サービスにおける禁止事項
契約者は格安通話サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
（1）他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
（2）他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
（3）他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（4）（詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
（5）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
（6）音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
（7）他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為
（8）当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
（9）故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
（10）本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
（11）自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
（12）その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

別記4 FCの維持責任
FCは、FCの設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

別記5 FCが行う自営端末設備の状態確認
FCは電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあるとFCが判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他FCが必要とする措置をとる場合があります。

別記6 契約者に係る情報の利用
（1）当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は格安通話サービスの提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、金融機関の振替口座番号、クレジットカード番号及び契約者識別番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。
①契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）
②当社サービスの利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
③課金計算に係る業務
④料金請求に係る業務
⑤利用停止及び契約解除に係る業務
⑥保守又は障害対応などの取扱業務
⑦当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
⑧当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
⑨市場調査及びその分析に係る業務
⑩その他当社の営業に関する通知
（2）当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を（1）の①～⑩に定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。
（3）当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。
（注）プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16 年総務省告示第695 号、以下同じとします。）第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいいます。
当社は同ポリシーをホームページ（http://www.nagano-inc.co.jp/privacy/）において公表します。
（4）契約者は（1）～（3）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

別記7 新聞社等の基準

区　分	基　準
1　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社（1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。（2）発行部数が、1の表号について8，000部以上あること。
2　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けたもの。
3　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

＜格安通話サービス料金表＞
（1）直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

取扱地域	料金（税別）
国内	30秒までごとに10円

（2）外国への通信に係るもの

取扱地域	料金（免税）
アメリカ合衆国(ハワイ、グアム及びアラスカを含みます)イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、バチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、マレーシア、ロシア連邦	30秒までごとに10円

※注意：
オーストラリア、フランス共和国、スペイン．ロシア連邦については、利用を制限している番号帯があります。

※備考
通信時間の測定等
音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことをFCが識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、FCの機器により測定します。
FCの設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。
・FCの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い
FCの機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。
①過去6料金月間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前6料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
②①以外の場合
把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
ここで規定するFCが別に定める方法は、原則として次のとおりとします。
（ⅰ）過去2か月以上の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（ⅱ）過去2か月間の実績を把握することができない場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

附則
（実施時期）
この規約は平成27年10月15日から実施します。

INC長野ケーブルテレビ　ホームアプリ利用規約

第1条（規約の適用）
本規約は、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下「当社」といいます。）が提供する簡単ホームアプリ（以下「本アプリ」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2 本規約の全ての記載内容について同意した場合のみ、本アプリを利用できるものとします。
3 当社は、本規約のほか、必要に応じて、個別にガイドラインや規約等（以下「個別規約」といいます）。）を定める場合があります。その場合、個別規約は本規約と一体となって本規約の一部を構成するものとします。ただし、個別規約の内容と本規約の内容が矛盾抵触する場合には、個別規約の内容が本規約の内容に優先するものとします。

第2条（利用上の注意）
本規約に同意して本アプリを利用する者（以下「利用者」といいます。）は、本アプリを無料で利用することができます。ただし、本アプリの更新等に伴う通信料は、利用者の負担となります。
2 本アプリは、利用者の私的かつ非営利目的での利用に限定して提供されています。利用者は、当社が事前に明示的に承諾した場合を除き、営業活動その他営利を目的として本アプリを利用し、又は本アプリを利用してそれらの準備行為を行ってはならないものとします。また、利用者は、当社が事前に明示的に承諾した場合を除き、宗教活動や政治活動などの目的で本アプリを利用してはならないものとします。

第3条（個人情報等の取扱い）
当社は、本アプリの提供を通じて取得した利用者の本アプリの利用状況等に係る情報又は個人情報を当社のプライバシーポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従い適正に取り扱うものとします。

第4条（利用停止・解除等）
利用者は、当社所定の方法により、いつでも本アプリの利用を停止することができます。

第5条（禁止行為）
利用者は、本アプリの利用にあたり、その故意・過失を問わず、以下の各号に該当する行為を行わないものとします。
（1）全部または一部を問わず、本アプリを、当社の事前の同意なく、複写、再生、複製、送付、譲渡、頒布、配布、転売、送信、送信可能化、改変、翻案、翻訳、貸与、またはこれらの目的で利用または使用するために保管する行為。
（2）法令もしくは公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
（3）他の利用者または第三者に不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
（4）当社が定めた方法以外の方法で本アプリの一部もしくは全部を利用する行為、またはそのおそれのある行為。
（5）通常利用の範囲を超えて当社のサーバーに負担をかける行為、およびそれを助長するような行為、その他当社による本アプリの運営・提供もしくは他の利用者による本アプリの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為。
（6）当社の特許権、商標権等、著作権、企業秘密等の知的財産権および第三者の知的所有権（著作権、意匠権、実用新案権、商標権、特許権、ノウハウが含まれるがこれに限定されない。）を侵害し、またはそのおそれのある行為。
（7）本規約または個別規約その他当社の規約に違反する行為。
（8）その他、当社が、合理的な理由に基づき不適切と判断する行為。

第6条（著作権等の帰属）
本アプリに関連して当社から利用者に提供されるソフトウェアその他一切の情報の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。）その他の権利は、当社および当社に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第7条（本アプリの一時中断・停止）
当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ事前に通知することなく本アプリの一部または全部の提供を一時的に中断または停止することができるものとします。
（1）本アプリの提供に係るネットワーク等の設備のメンテナンス、保守、更新およびその他工事を行う場合。
（2）当社が指定する第三者による本アプリに関する設備のメンテナンス、保守、更新およびその他工事をおこなう場合。
（3）火災、停電、天災等の不可抗力、電気通信事業者の不履行によるネットワーク障害など、当社の責に帰すことができない事由に起因して、本アプリの提供が不能または困難となった場合。
（4）その他、不測の事態により当社による本アプリの提供が不能または困難と判断した場合。

第8条（本アプリの廃止）
当社は、当社の都合により、利用者に通知することなく、本アプリの一部または全てを消去、変更、廃止または終了する場合があり、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第9条（免責事項）
当社は、本アプリの一時中断・停止、全部または一部の消去、変更、廃止または終了により、利用者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
2 当社は、本アプリにおいて当社から利用者に提供されるソフトウェアその他の情報または利用者が本アプリを利用することによって取得する情報の確実性、正確性、安全性、有用性、適法性、瑕疵の不存在および特定目的への適合性について何ら保証しないものとし、これらについて一切責任を負わないものとします。
3 利用者は、自己の責任において、本アプリを利用するものとし、当社は、利用者による本アプリの利用および利用の結果について一切責任を負わないものとします。
4 利用者は、本アプリの利用および利用の結果に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合または第三者と紛争になった場合、自己の費用と責任において、これらを解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第10条（権利義務譲渡等の制限）
利用者は、本アプリに係る権利義務を当社の事前の承認なく、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができないものとします。

第11条（本規約の変更）
当社は、利用者の承諾を得ることなく、また、事前の予告なく、本規約を変更できるものとします。この場合、当社は、変更後の本規約を当社所定の方法により利用者に告知するものとします。
2 変更後の本規約は、当社所定の方法により利用者に告知した日をもって効力を生じるものとし、本アプリの利用条件は、当該告知の日より、変更後の本規約が適用されるものとします。なお、利用者が当該変更後に本アプリを利用した場合、利用者は当該変更に同意したものとみなします。

第12条（専属的合意管轄裁判所）
当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（準拠法）
この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第14条（言語）
この規約の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第15条（定めなき事項）
この規約に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

附則
（実施時期）
この規約は平成27年10月15日から実施します。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル　セキュリティサービス利用規約

第1章　総則

第1条　（INCモバイルセキュリティサービス）
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下、「当社」という。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下、「アイテム」という。）はINCモバイル　セキュリティサービス利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、株式会社ソースネクスト（以下、「ソースネクスト」という。）が提供する別紙1　記載のセキュリティソフトをINCモバイルセキュリティサービス（以下、「本サービス」という。）として提供します。

第2条　（本規約の変更）
当社は、本規約（別紙を含む）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条　（用語の定義）本規約（別紙を含む）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じとする。）を有する別紙1　記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする。
シリアルコード	本製品を入手又は利用するために必要なID 及びパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章　本サービスの提供

第4条　（本サービスの提供方法）
1　当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
2　本製品の使用権は、前項に従って利用者に本製品のダウンロード用URL及びシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
3　利用者は本製品のダウンロード又はインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章　契約

第5条　（契約の単位）
当社は、1のINCモバイルサービス加入契約につき、1の本契約を締結するものとします。

第6条　（契約申込みの方法）
本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条　（契約申込みの承諾）
1　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2　当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
（1）本サービスを提供することが著しく困難なとき。
（2）本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（3）申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）
当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下、「利用開始日」という。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条　（契約内容の変更）
1　本契約者は、第6条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2　前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条　（権利譲渡の禁止）
本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条　（本契約者の地位の承継）
1　相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
2　前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3　当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4　前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条　（本契約者の氏名等の変更の届出）
1　本契約者及び利用者は、その商号、氏名、所在地、又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3　第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章　料金

第13条　（料金）
当社が提供する本サービスの料金は、別紙1（料金表）に定めるところによります。

第14条　（利用料金の支払義務）
1　本契約者は、別紙1（料金表）に定める月額利用料金（以下、「利用料等」という。以下この条において同じとする。）の支払を要します。なお、利用料等は、当月利用料金を翌々月に支払うものとします。
2　本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3　当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条　（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第16条　（料金等の支払）
1　本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するクレジットカード又は金融機関等において支払っていただきます。
2　本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
3　第14条（利用料金の支払義務）により別紙1（料金表）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第5章　本サービス提供の終了等

第17条（本サービス提供の終了）
1　当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2　前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条　（本契約者が行う契約解除）
本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の30日前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第19条　（当社が行う契約解除）
当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
（1）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）　本契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）　当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
（4）　当社に損害を与えたとき。
（5）　第17条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
（6）　本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
①　支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
②　手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
③　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
④　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。
⑤　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
⑥　自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章　個人情報の取扱

第20条　（個人情報の取扱）
1　本契約者及び利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者及び利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
2　本契約者及び利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者及び利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
3　当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
4　当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することについて、本契約者及び利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章　損害賠償

第21条　（損害賠償）
本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル　セキュリティサービス利用規約

第8章　雑則

第22条　（法令に定める事項）
本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第23条　（準拠法）
本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第24条　（紛争の解決）
1　本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2　本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則
1　当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2　本規約は、平成27年10月15日から実施します。

【別紙1】
（セキュリティソフト）
製品名称：スマートフォンセキュリティ

（料金表）

品　目	月額利用料金(税別）	備考
セキュリティサービス	150円	

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイルフィルタリングサービス　あんしん子供パック利用規約

第1章　総則

第1条　（INCモバイルフィルタリングサービス　／　あんしん子供パック）
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下、「当社」という。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下、「アイテム」という。）はINCモバイルフィルタリングサービス利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、ソースネクスト株式会社（以下、「ソースネクスト」という。）が提供する別紙1記載のフィルタリングソフトをINCモバイルフィルタリングサービス／あんしん子供パック（以下、「本サービス」という。）として提供します。

第2条　（本規約の変更）
当社は、本規約（別紙を含む）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条　（用語の定義）
本規約（別紙を含む）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下、同じとする。）を有する別紙1 記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手又は利用するために必要なID 及びパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章　本サービスの提供

第4条　（本サービスの提供方法）
1　当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
2　本製品の使用権は、前項に従って利用者に本製品のダウンロード用URL及びシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
3　利用者は本製品のダウンロード又はインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章　契約

第5条　（契約の単位）
当社は、1のINCモバイルサービス加入契約につき、1の本契約を締結するものとします。

第6条　（契約申込みの方法）
本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条　（契約申込みの承諾）
1　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2　当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
（1）　本サービスを提供することが著しく困難なとき。
（2）　本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（3）　申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
（4）　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条　（本サービスの利用開始日）
当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下、「利用開始日」という。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条　（契約内容の変更）
1　本契約者は、第6条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2　前項の請求の方法及びその承諾については、第7　条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条　（権利譲渡の禁止）
本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条　（本契約者の地位の承継）
1　相続又は法人の合併若しくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出るものとします。
2　前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
3　当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4　前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条　（本契約者の氏名等の変更の届出）
1　本契約者及び利用者は、その商号、氏名、所在地、又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3　第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章　料金

第13条　（料金）
当社が提供する本サービスの料金は、別紙1（料金表）に定めるところによります。

第14条　（利用料金の支払義務）
1　本契約者は、別紙1（料金表）に定める月額利用料金（以下、「利用料等」という。以下この条において同じとする。）の支払を要します。なお、利用料等は、当月利用料金を翌々月支払うものとします。
2　本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3　当社は、本規約等で別段の定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条　（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第16条　（料金等の支払）
1　本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するクレジットカード又は金融機関等において支払っていただきます。
2　本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
3　第14条（利用料金の支払義務）により別紙1（料金表）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第5章　本サービス提供の終了等

第17条　（本サービス提供の終了）
1　当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2　前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条　（本契約者が行う契約解除）
本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の30日前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第19条　（当社が行う契約解除）
当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
（1）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）　本契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）　当社及びアイテムの名誉若しくは信用を毀損したとき。
（4）　当社及びアイテムに損害を与えたとき。
（5）　第17条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
（6）　本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
①　支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
②　手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
③　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
④　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。
⑤　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5　年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
⑥　自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章　個人情報の取扱

第20条　（個人情報の取扱）
1　本契約者及び利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者及び利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
2　本契約者及び利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者及び利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
3　当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
4　当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することについて、本契約者及び利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章　損害賠償

第21条　（損害賠償）
本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイルフィルタリングサービス　あんしん子供パック利用規約

第8章　雑則

第22条　（法令に定める事項）
本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第23条　（準拠法）
本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第24条　（紛争の解決）
1　本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2　本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則
1　当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2　本規約は、平成27年10月15日より施行します。

【別紙1】（フィルタリングソフト）　製品名称：子供／青少年安心パック

（料金表）

品　目	月額利用料金(税別）	備考
あんしん子供パック	300円	

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル　テクニカル＆リモートサポートサービス利用規約

第1章　総則

第1条　（テクニカル＆リモートサポートサービス）
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ（以下、「当社」という。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下、「アイテム」という。）はテクニカル＆リモートサポートサービス利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、これによりテクニカル＆リモートサポートサービス（以下、「本サービス」という。）を提供します。

第2条　（本規約の変更）
当社は、本規約（別紙を含む）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条　（用語の定義）
本規約（別紙を含む）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
リモートソフト	リモートソフトがあらかじめインストールされた利用者の携帯端 末を、利用者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス
リモートサポート	リモートソフトがあらかじめインストールされた利用者の携帯端 末を、利用者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章　本サービスの提供

第4条　（本サービスの提供範囲）
1　本サービスは、別紙1（提供時間）に定める提供時間において利用できます。
2　本サービスは、別紙1（サービス内容）に定める利用者からのお問合せに、当社の可能な範囲で対応するものとします。

第5条　（本サービスの提供条件）
当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。
（1）　当社が本サービスを提供する時点で、設定作業等に必要なID及びパスワード等の設定情報並びにドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
（2）　本サービスの対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販または配布されたものであり、かつそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
（3）　当社が本サービスを提供する時点で、利用者が、その本サービス対象の機器等の正規のライセンス及びプロダクトIDを保有していること。
（4）　当社が本サービスを提供するのに必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、テクニカル＆リモートサポートの対象機器等へのインストールを承諾すること。

第6条　（提供区域）
本サービスの提供区域は、日本国内外の音声通話が利用可能な区域において日本語により提供します。

第3章　契約

第7条　（契約の単位）
当社は、1のINCモバイルサービス加入契約につき、1の本契約を締結するものとします。

第8条　（契約申込みの方法）
本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第9条　（契約申込みの承諾）
1　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2　当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
（1）　本サービスを提供することが著しく困難なとき。
（2）　本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（3）　申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
（4）　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条　（本サービスの利用開始日）
当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下、「利用開始日」という。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第11条　（契約内容の変更）
1　本契約者は、第8条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
2　前項の請求の方法及びその承諾については、第9条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

第12条　（権利譲渡の禁止）
本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第13条　（本契約者の地位の承継）
1　相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出るものとします。
2　前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。
3　当社は、前項による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4　前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第14条　（本契約者の氏名等の変更の届出）
1　本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2　前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3　第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章　料金

第15条　（料金）
当社が提供する本サービスの料金は、別紙1（料金表）に定めるところによります。

第16条　（利用料金の支払義務）
1　本契約者は、別紙1（料金表）に定める月額利用料金（以下、「利用料等」という。以下この条において同じとする。）の支払を要します。なお、利用料等は、当月利用料金を翌々月に支払うものとします。
2　本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料等の支払を要します。
3　当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第17条　（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条　（料金等の支払）
1　本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するクレジットカード又は金融機関等において支払っていただきます。
2　本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
3　第16条（利用料金の支払義務）により別紙1（料金表）に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第5章　禁止行為

第19条　（著作権等）
1　本サービスにおいて当社およびアイテムが本契約者および利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社およびアイテムもしくは本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社およびアイテムに対して許可する者に帰属するものとします。
2　本契約者および利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
（1）　本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
（2）　複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
（3）　営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第6章　利用中止等

第20条　（利用中止）
1　当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
（1）　当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
（2）　自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
（3）　当社が設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
（4）　その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2　当社は、前項の規約により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条　（利用停止）
1　当社は、本契約者および利用者が次のいずれかに該当するときには、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
（1）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）　本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）　当社またはアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。
（4）　第19条（著作権等）の規約に違反したとき。
（5）　本契約者および利用者が過度に頻繁にお問合せを実施しまたは本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社またはアイテムの業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
（6）　本規約に反する行為であって、本サービスまたは他のサービス等に関する当社またはアイテムの業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
（7）　当社またはアイテムに損害を与えたとき。
2　当社は、前項の規約により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条　（本サービス提供の終了）
1　当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル　テクニカル＆リモートサポートサービス利用規約

2　前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条　（本契約者が行う契約解除）
本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第24条　（当社が行う契約解除）
当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
（1）　第21条（利用停止）の規約により本サービスの利用を停止された本契約者および利用者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第21条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
（2）　第22条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
（3）　本契約者または利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
①　支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
②　手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
③　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
④　破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合。
⑤　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5　年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
⑥　自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第7章　損害賠償

第25条　（免責事項）
1　当社またはアイテムは、利用者からのお問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2　当社またはアイテムは、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
3　本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接お問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
4　当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。
5　当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる利用者に支払義務が発生する通信料金等の債務、並びに利用者の被害について、一切の責任を負いません。
6　利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、当社またはアイテムにいかなる責任も負担させないものとします。
7　当社またはアイテムは、第20条（利用中止）、第21条（利用停止）、第22条（本サービス提供の終了）の規約により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者および利用者の被害について、一切責任は負いません。
8　サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規約外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社またはアイテムは一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいう。）
9　当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。
10　当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる利用者および本契約者の被害について、当社の故意または重過失がある場合を除き、責任は負いません。

第8章　個人情報の取扱

第26条　（個人情報の取扱）
1　本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
2　本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
3　当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づきとり扱うものとします。
4　当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することについて、本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第9章　雑則

第27条　（利用に係る本契約者および利用者の義務）
1　利用者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、利用者が次の条件を満たしている場合であっても、利用者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
（1）　利用者自身による本サービスの利用の要請であること。
（2）　リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末等が使用可能な状態となっていること。
（3）　リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。
（4）　リモートサポートの提供を受ける場合、利用者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
（5）　リモートサポートの提供を受ける場合、利用者のセキュリティソフト等がオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける利用者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。
（6）　利用者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
2　前項の規定の他、利用者は次のことを守っていただきます。
（1）　当社およびアイテム、または第三者の財産権（知的財産権を含む。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
（2）　本サービスを違法な目的で利用しないこと。
（3）　本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
（4）　第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
（5）　意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
（6）　当社およびアイテムの設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
（7）　本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
（8）　本サービス及びその他当社およびアイテムの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
（9）　法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社およびアイテムもしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社およびアイテムもしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
（10）　本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
（11）　その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
3　本契約者および利用者は、前項の規定に違反して当社およびアイテムの設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第28条　（設備等の準備）
本契約者および利用者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器等、その他の設備を保持し管理するものとします。

第29条　（法令に定める事項）
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第30条　（準拠法）
本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第31条　（紛争の解決）
1　本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2　本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則
1　当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2　本規約は、平成27年10月15日より施行します。

【別紙1】
（提供時間）当社は、専用受付番号にて9：00～21：00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

（サービス内容）対象：Android　4．4　以降の搭載端末

サービス内容		
技術問合せ	端末の取扱い操作に関する問合せ対応	Gmailなどのメール設定支援 APN　設定支援 各種アプリケーションのインストール支援 WiFi　接続支援 端末基本操作支援 SIMセットアップ支援
セキュリティ問合せ　※1	スマートフォンセキュリティに関する問合せ対応	インストール支援 基本機能操作支援 ①ウイルス検査　②WEB セキュリティ ③紛失・盗難対策　④アプリ管理

※1　弊社セキュリティサービスのご契約がある場合

（料金表）

オプション(税別)	
テクニカル＆リモートサポート	400円／月

（リモートソフトが取得する情報）
当社は、本契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器等の情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。当社は、本契約者から取得した以下の情報については、本規約第26条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。
①　オペレーションシステムの種類、バージョン
②　クライアント証明書ID
③　マシン名
④　MAC　アドレス
⑤　ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
⑥　ハードディスクドライブの空き容量
⑦　デフォルトブラウザの種類、バージョン
⑧　デフォルトメールソフトの種類、バージョン
⑨　CPU　種類、動作周波数
⑩　メモリ容量
⑪　ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード
など

INC長野ケーブルテレビ INCモバイル 端末延長保証サービス利用規約

第1章 総則
第1条(規約の適用)
株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(以下「当社」といいます。)は端末延長保証利用規約(以下「本規約」といいます。)により端末延長保証サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
第2条(規約の変更)
当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、サービス内容及び料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
第3条(用語の定義)
本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　語	用語の意味
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
SIMカード	Subscriber Identity Module Cardの略で、電話番号を特定するための固有のID番号が記録されたICカード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 サービスの提供
第4条(提供範囲)
本サービスは、第6条(サービス内容)に定めるサービスを利用者に提供します。
2 本サービスの対象とする携帯端末は当社が提供する「携帯端末本体」(以下「携帯端末」といいます。)および「充電機器類」に限ります。
3 本サービスの提供期間は本サービスの対象とする携帯端末の提供日から提供月の3年後の同月末日までとします。
4 SIMカードは本サービスの対象外とします。

第5条(提供条件)
当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。
(1)携帯端末の提供と同時に本サービスの申込手続が行われること。
(2)携帯端末にSIMカードが挿入されている場合、SIMカードが取り外されていること。
(3)改造(分解改造・部品の交換・塗装等)が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
(4)当社は携帯端末に含まれるデータ(アドレス帳、データフォルダー、メール等)に関する一切の責任を負わないこと。
(5)本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、機械部品および外装ケース等は利用者に返却しないこと。

第6条(サービス内容)
本サービスは第7条(交換用携帯端末の提供対象となる事故)に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、利用者からの交換用の携帯端末の申出(以下「交換用携帯端末の申出」といいます。)により交換用の携帯端末の提供を行います。
2 交換用携帯端末の申出を受けた場合、申出の内容を精査し、本サービスによる交換用の携帯端末の対象と判断した場合は契約者の携帯端末1台につき、交換用携帯端末1台、電池パック1個(電池パック内蔵の携帯端末は除きます)を契約者の登録した住所に当社が別に定める方法によりお届けします。
3 利用者は、交換用携帯端末が第18条に基づき他の利用者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
4 利用者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が利用者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色の交換用携帯端末とします。
5 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末のOSのバージョンは当社が利用者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
6 本条第1項に基づき当社が提供する交換用携帯端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第4項に基づき当社が提供する交換用携帯端末が当社が利用者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個も併せてお届けします。
7 不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達が完了しなかった場合は、交換用携帯端末の申出は取り消されたものとみなします。

第7条(交換用携帯端末の提供対象となる事故)
本サービスの対象とする携帯端末の自然故障(取扱説明書などの注意書に従った正常な使用状態のもとで発生した故障)。
2 偶然の事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第8条(交換用携帯端末の提供対象とならないケース)
交換用携帯端末の申出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものであるとき。
2 交換用携帯端末の申出が第20条(禁止事項)に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
3 過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
4 過去に同一名義の交換用携帯端末の申出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
5 交換用携帯端末の申出時において、支払期限を経過しても支払いただいていない月額料及び負担金があるとき。
6 交換用携帯端末の申出事由が、本サービス対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
7 交換用携帯端末の申出事由が本サービス対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害(電池パックの消耗を含む)であるとき。
8 本サービス対象とする携帯端末が加工、改造(第5条第1項第4号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。)、解析(ソフトウェアの改造、解析(ルート化等を含む)、リバースエンジニアリング、逆コンパイル。または逆アセンブルを含む)されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
9 交換用携帯端末の申出事由が本サービス対象とする携帯端末の誤使用により生じたものであるとき。
10 交換用携帯端末の申出事由が第4条第2項に定める「充電機器類」ならびに付属品の自然故障、その他偶然の事故による水濡れ、全損又は一部の破損の場合。
11 交換用携帯端末の申出事由が本サービス対象とする携帯端末又は外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
12 交換用携帯端末の申出事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものであるとき。
13 交換用携帯端末の申出事由が利用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
14 交換用携帯端末の申出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
15 交換用携帯端末の申出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
16 交換用携帯端末の申出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
17 交換用携帯端末の申出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

第9条(メーカー保証の優先)
故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、契約者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条(交換用携帯端末の申出の方法)
第7条(交換用携帯端末の提供対象となる事故)に定める事故が発生し、交換用携帯端末の申出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い交換用携帯端末の申出が必要です。
当社は、交換用携帯端末の申出に対し、契約者本人からの申出であることを確認します。

第11条(交換用携帯端末の利用回数及び負担金)
利用者への本サービス開始日を起算日として、1年間に1回、3年間で計3回まで利用可能です。交換用携帯端末の申出時において、過去1年間に既に交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。
2 利用者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、契約者は、端末延長保証料金表に定める月額利用料金に加え、同じ料金表に定める負担金を支払うものとします。なお、当社は、お支払いいただいた負担金を、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
3 利用者からの交換用携帯端末の申出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申出事由が第7条第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

第12条(交換用携帯端末の保証期間)
利用者は第6条(サービス内容)に基づき当社が利用者にお届けした交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後14日以内にその旨を当社に申し出るものとし、当社の指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。当社は特段の事由がある場合を除き、利用者に対し交換用携帯端末と同一機種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、お届けすることにより、無料交換致します。本条に基づき交換用携帯端末受領後14日以内に利用者より申出のなかった不具合または自然故障については、後日、利用者からの申告があった場合でも、前条第3項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換端末等の無料交換は、前条第1項に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

第13条(旧端末の所有権の移転)
交換用携帯端末の申出に係る本サービスの対象とする携帯端末(以下「旧端末」といいます。)の所有権は、当社がお届けした交換用携帯端末を利用者が受領した時点で、当社に移転されるものとします。

第14条(旧端末の引渡又は送付)
利用者は、第6条(サービス内容)に基づき当社がお届けした交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申出事由が交換用携帯端末の申出の時点において旧端末の引渡又は送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領時に旧端末を当社に引き渡すか、受領後14日以内に、旧端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものとします(SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で引渡又は送付するものとします)。
2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを引渡又は送付した場合、当社は、利用者が当該引渡又は送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について責任を負わないものとします。

第15条(旧端末内部のデータの消去)
旧端末の引渡又は送付時には、旧端末内に記録された一切のデータ(※)を利用者において事前に全て消去するものとします。利用者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、利用者自身の責任で実施するものとします。
※発着信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます(ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、利用者において消去できないデータを除く)。

第16条(送料)
本サービスに伴うお届け費用又は送料は、原則として当社の負担とします。ただし、利用者が旧端末を当社に送付する場合は、当該送付にかかる送料は利用者が負担するものとします。

第17条(違約金)
利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として旧端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、利用者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
(1)第14条(旧端末の送付)第1項の定めに違反し、旧端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合。
(2)交換用携帯端末の申出の後に旧端末を引渡又は返送しなかった場合。
(3)交換用携帯端末の申出を取消したにもかかわらず、第19条(交換用携帯端末の申出の取消)の定めに違反し当社がお届けした交換用携帯端末を当社の指定した期日までに当社に引渡又は返送しなかった場合。
(4)第20条(禁止事項)の定めに違反して交換用携帯端末の申出をした場合。

INC長野ケーブルテレビ INCモバイル 端末延長保証サービス利用規約

第18条（旧端末の再生利用）
利用者は、本サービスに基づき利用者から送付された旧端末は、当社が指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末として当社から他の利用者に提供することについて承諾するものとします。

第19条（交換用携帯端末の申出の取消）
第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申出を行った場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、当社がお届けした交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申出後8日以内に申し出いただいた場合に限り、利用者は交換用携帯端末の申出を取消すことができるものとします。
この場合利用者は、当社が別途指定する期間内に当社が第6条に基づきお届けした交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送するものとします。

第20条（禁止事項）
利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。
（1）本サービスにおける交換用携帯端末の申出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
（2）他者になりすまして本サービスを利用する行為。
（3）本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
（4）犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
（5）上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第21条（お客様情報の確認）
当社は、交換用携帯端末の申出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を利用者に求める場合があります。

第3章 契約
第22条（契約の単位）
当社は、1のINCモバイルサービス契約につき、1の契約を締結するものとします。

第23条（契約申込の方法）
契約の申込をするときは、その申込をする者が予めこの規約を承認し当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

第24条（契約申込の承諾）
当社は、契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
（1）本サービスを提供することが著しく困難なとき。
（2）契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
（3）申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第25条（利用開始日）
当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第26条（権利譲渡の禁止）
本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第27条（契約者の氏名等の変更届出）
契約者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2 前項による変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金
第28条（料金）
当社が提供する本サービスの料金は、本規約の端末延長保証料金表（以下「料金表」といいます。）に定めるところによります。
料金は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第29条（利用料金の支払義務）
本契約者は、料金表に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
2 契約が月の中途で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、契約者は、1ヵ月分の利用料等の支払を要します。
3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第30条（割増金）
契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第31条（延滞利息）
契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14．5%の割合で計算して得た額を遅延利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第32条（料金等の支払）
契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
3 第29条（利用料金の支払義務）により料金表に定める料金の支払を要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

第5章 サービス提供の終了等
第33条（サービス提供の終了）
当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第34条（契約者が行う契約解除）
契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことを予め当社所定の方法により当社に通知していただきます。

第35条（当社が行う契約解除）
当社は、次のいずれかに該当する場合は、予め契約者に通知した後、契約を解除することがあります。
（1）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（2）契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（3）当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
（4）当社に損害を与えたとき。
（5）第33条（サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
（6）契約者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
①支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
②差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
③暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
④自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取扱
第36条（個人情報の取扱）
当社は、契約者の個人情報を、本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の本規約の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。また、当社は、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよびこの規約の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

第7章 損害賠償
第37条（損害賠償）
本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則
第38条（法令に定める事項）
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第39条（専属的合意管轄裁判所）
当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、長野地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（準拠法）
この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第41条（言語）
この規約の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第42条（定めなき事項）
この規約に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

INC長野ケーブルテレビ　INCモバイル　端末延長保証サービス利用規約

＜端末延長保証料金表＞

（1）月額利用料

項　目	料金（税別）
端末延長保証	350円

※サービスの提供開始月の翌月から契約の解除月までが料金月。解除月の日割り計算はせず、
1ヵ月分の料金。ただし、サービスの提供開始月と解約月が同一の場合は、1ヵ月分の料金。

（2）負担金

項　目	料金（税別）
負担金（1回につき）	5，000円

※サービス提供開始日を起算日として、1年間に1回、3年間で計3回まで利用可能。ただし、
過去1年間に既に利用している場合は、1年を経過するまで利用不可。

附則
（実施時期）
この規約は平成27年10月15日から実施します。

NC長野ケーブルテレビ